www.pwc.com/jp

インドのビジネスリスクと 企業が直面する課題 ~税務・監査を中心として~

2013年8月21日

PwCインド ジャパンビジネスデスク シニアマネージャー 日本国公認会計士 尻引 善博



本日のテーマ

セクション1. インドビジネス規制の状況

セクション2. インドのビジネスリスクと企業が直面する課題

セクション3. インドにおけるPwC日系企業支援体制のご紹介

セクション1. インドビジネス規制の状況

会社法等の規制(1/3)

【インド特有の事項】

- すべての会社に外部の監査が要求される(監査役制度)
- 売上1,000万ルピー以上の会社は税務申告に添付する財務諸表に税務監査が要求される
- インドでは確定決算主義を採用しておらず会計と税務はそれぞれ財務諸表が作成される
- 決算期は任意に定められるが、税務年度は4月から3月(個人・法人)と法定されている
- 関連当事者との取引がある場合は<u>勅許会計士による移転価格証明を受けなければならない</u>
- 関連当事者との取引が1,000万ルピー以上の会社は移転価格文書化が要求される

【3月決算会社の例】

項目	内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会社法監査	外部監査						30日						
税務監査	外部監査						30日		*				
移転価格	外部証明								30日				
株主総会	開催	30日											
財務諸表	ROC報告**	株主総会終了後30日以内											
年次報告書	ROC報告**	株主	株主総会終了後60日以内										

^{*}移転価格証明がある場合は11月30日が期限となる

^{**}Register of Company (会社登記局)

会社法等の規制(2/3)

【インド特有の事項】

- 資本金が5,000万ルピー以上の会社は常勤の会社秘書役を設置しなければならない
- 資本金が2,000万ルピー以上の会社は常勤である必要はないが会社秘書役の証明をROC に提出しなければならない
- 監査人は以下の事項について会社法監査で意見を述べなければならない

Company "Auditor's Report" Order 2003(CARO)

《会社法監査で監査人に要求される事項》

- 固定資産台帳が整備され、定期的に実査され、適切に処理されているかどうか
- 棚卸資産の実在性を確保する体制が十分かどうか
- 借入金が法律に準拠し、元本および利息が適切に支払われているかどうか
- ビジネスの規模に応じた内部統制手続が構築されているかどうか
- 一定の会社(*)については、内部監査システムが構築されているかどうか
- その他
 - (*)≪内部監査が義務付けられる一定の会社≫
 - 上場企業
 - 期首の資本金および剰余金合計が500万ルピー以上の企業
 - 直近3年間の平均売上高が5,000万ルピー以上の企業
 - →上記のいずれかを満たすと対象となる

会社法等の規制(3/3)

- 公開会社と非公開会社により適用される規制が異なる
- 株主総会の決議は原則として挙手制、資本に基づく投票制の場合は定款に規定する
- 資本が一定以下になるとポテンシャルシックとして裁判所に報告する義務がある
- 債務超過になるとSick Industrial Companies Repeal Actにより裁判所管轄により再生計画を 策定し再建することになる
- 従業員数20名以上の会社は駐在員でもインド社会保障制度(PF24%)に加入が必要となる
- 外国人の個人および法人はビザやPAN、TANの取得やFRROへの諸手続が必要となる
- 撤退の困難性がある(解雇の事前届出、債務保証など)

【会社法改正】

- 会計上の事業年度が4月から3月の1年間に法定され、その他の期間を事業年度とする余地がなくなる
- 一定の規模以上(純資産がRs.50億以上、もしくは売り上げがRs.100億以上、もしくは純利益がRs.5000万以上の場合)の会社に過去3年の平均純利益の2%以上を文化振興や環境対策などのCSR(企業の社会的責任)活動に拠出する義務
- 全ての会社に連結財務諸表の作成義務

(*)

PAN···Permanent account number (税務申告を行う際に必要とされる番号)

TAN・・・Tax deduction account number (源泉徴収を行う際に必要とされる番号)

FRRO···Foreign Regional Registration Office

税制~直接税

種類	管 轄	区分	税率	規制内容
		個人所得税	累進課税 20万ルピー: 10% 50万ルピー: 20% 100万ルピー: 30%	ROR:全世界所得に課税 RNORおよびNR:インド源泉所得に課税
直接税	直妾说中央政府	法人所得税	内国法人33.99% 外国法人43.26%	4月1日から3月31日までの期間の課税所得に対し て課税 減価償却は会計とは別に取得年度の取得資産区 分で計算
		最低代替税	内国法人20.01% 外国法人19.44%	法人税額が会計上の利益の18.5%未満のときの 最低納税額
		配当分配税	内国法人16.99%	配当金額について配当支払企業に課税

注)上記、内国法人と外国法人の税率は、課税所得が1,000万ルピーを超え1億ルピー以下の場合

ROR・・・通常の居住者 RNOR・・・非通常の居住者 NR・・・非居住者

税制~間接税

種 類	管轄	種類	税率	規制内容
	中	関税	基本関税10% 相殺関税12% 教育税3% 特別追加関税4%	輸入品の取引価格に対して、基本関税、相殺関税、教育税、特別 追加関税が課税
	- 央 政	物品税	標準税率12% 教育税3%	インド国内の動産や製品に課税 製造業者は相殺関税、サービス税と相殺可能
	府	サービス税	標準税率12% 教育税3%	ネガティブリスト記載のサービス以外のすべてのサービスに課税 一定の場合には物品税、サービス税と相殺可能
接税		中央売上税	原則12.5% 例外2%	州を超える動産の販売に課税 州VATとは相殺可能
化		州VAT	原則12.5% 生活必需品4% その他	州内での動産の販売に課税
	州政府	印紙税	州・文書による	手形、約束手形、保険契約書、株式や社債、不動産契約書など の文書に対して課税
	ไห้	入境税	州による	州外から州内への物品の搬入に対して課税 州VATと相殺可能
		物品入市税	マハラシュトラ州	特定区域への物品の搬入に対して課税

VAT•••付加価値税

税制~コンプライアンス

項目	内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	予定納付			15日			15日			15日			15日
法人税	確定納付						30日		30日*				
	申告						30日		30日*				
	予定納付						15日			15日			15日
所得税	確定納付				31日								
	申告				31日								
海白铅	納税	30日	7日	7日	7日	7日	7日						
源泉税 	申告		15日			15日			15日			15日	
物品税	納税	5日	5日	5日	5日	31日							
初口口作几	申告	10日	10日	10日	10日	10日							
サービス税	納付	5日	5日	5日	5日	31日							
	申告	25日						25日					
//// A T	納付	20日	20日	20日	20日	20日							
州VAT	申告	20日	20日	20日	20日	20日							
	納付	20日	20日	20日	20日	20日							
中央売上税	申告	20日	20日	20日	20日	20日							

*移転価格証明がある場合は11月30日が期限となる

PwC

9

資金調達規制

資金調達方法	規制	規制内容			
資本金	払い戻し規制	清算時または株式譲渡時に限り、出資資本の本国送金が認められる 限定付買戻条件付売買、減資も可能 特定の分野では資本の本国送金が制限される期間あり			
	配当可能額	配当可能利益内なら特別な上限なしで配当可能 ただし、配当額の一定割合を法定準備金へ繰り入れる必 要あり			
*	金額上限	500万米ドル超の貸付の場合、負債・資本比率が4:1を超 えない			
海外からの 借入金 (ECB規制)	使途制限	資本財の輸入、新規プロジェクト、近代化・拡張に関する もので、不動産部門、産業部門、インフラ部門のプロジェ クトに限定(運転資金に利用不可)			
	転換社債/外貨建転換社債	償還が認められるものはECB規制が適用される			
強制転換社債 (任意の一定期間経 過後資本への転換が 強制されるもの)	使途制限なし	運転資金に利用可			
優先株式	精算時に優先的に株式全額の払い戻しを受けることが可能な場合は、ECB規制に準拠				

^{*} ECB((External Commercial Borrowing)···対外商業借入

セクション2. インドのビジネスリスクと企業が直面する課題

主なビジネスリスク(抜粋・例示)(1/3)

分類	内容(例)	詳述
経営環境	・ 契約リスク(不利条項の有無、不明瞭な内容)	
	サプライチェーン/ロジスティックスリスク(インフラ未整備)	*
	• 工業法、雇用法、環境法、外国為替管理法等のコンプライアンスリスク	*
	・ インフレーションリスク	
	• 為替変動リスク	
統制環境 (プロセス全 般)	脆弱なガバナンス態勢 (内部統制の整備・運用に関する意識の希薄さ)不正の意識レベル	*
人 事・労 務・ 法務リスク	 ストライキ発生リスク ・現地従業員の労働組合に対する対応 最低賃金の上昇リスク 中間管理職の人材不足および転職リスク 不法労働(若年層の労働)リスク 駐在員の諸手続 情報漏えいリスク 撤退の困難性 	*

主なビジネスリスク(抜粋・例示)(2/3)

分類	内容(例)	詳述
販売管理	· 与信管理 · 債権の滞留管理	
購買管理	・仕入れにかかわる仕入先担当者へのキックバック・従業員のファミリー会社への発注(割高な購買価格)・煩雑な通関手続	*
在庫管理	・棚卸資産(原材料を含む)の滅失・盗難 ・作業くずやスクラップの売却代金の着服 ・有害廃棄物の違法処理 ・長期在庫の管理	*
固定資産管 理	・固定資産の現物実査 ・減価償却期間の不正 ・土地所有に関する契約、訴訟リスク	
現金管理	· 使途不明の小口現金 · 偽の領収証を使った小口現金の払い出し	*
預金管理	・小切手サインの偽造 ・幽霊社員への給与振込を使った着服/横領	*
財務報告	・財務諸表数値の不正(特に賞与など業績連動の場合)	*

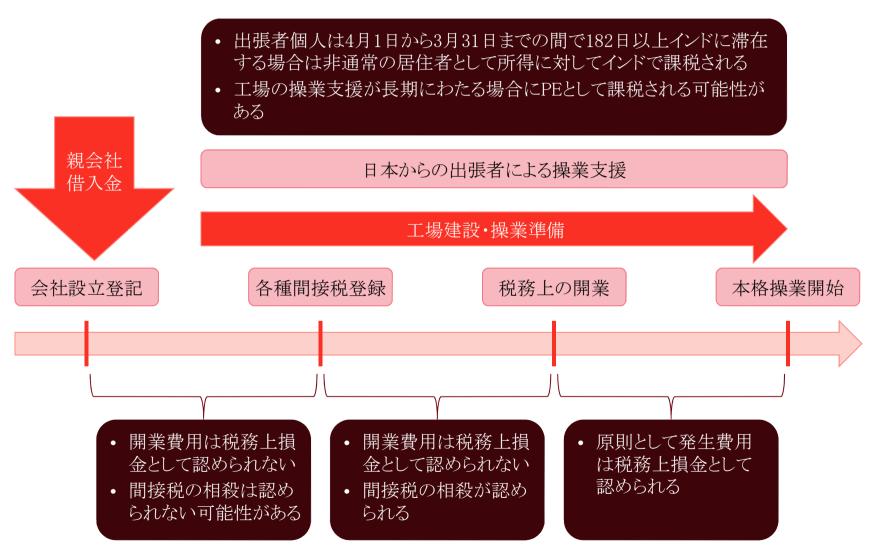
主なビジネスリスク(抜粋・例示)(3/3)

分類	内容(例)	詳述
IT管理	・ライセンス等の確認/不法ソフトの利用状況の管理・アクセス権の管理・セキュリティ管理	*
経理	・決算整理仕訳に対するレビューの不徹底/根拠書類の不足リスク・仮受金/仮払金勘定の長期未処理リスク・法定監査報告書に添付する財務諸表の作成が十分に出来ない	
税務	・未払法人税計算、税効果会計に関する経理担当者の能力不足リスク・税法に対するコンプライアンスリスク/理解の不徹底/頻繁な改正リスク・複雑な間接税の取り扱い・巨額の追徴税額査定リスク、恣意的課税リスク、訴訟リスク	*
国際税務 (移転価格 税制)	・移転価格税制に関する文書化義務・移転価格による勅許会計士による証明・訴訟リスク	*
その他	・インフラ(電力不足、道路未整備)リスク ・JVパートナーとのリレーションシップ ・インド情報の不足、等	*

パートナーとのJV設立または買収

事例	考慮事項
JV成功事例	 戦略・シナジーが明確である デューデリジェンス・Feasibility Studyを適切に行っている 契約が明瞭である (スコープ・目的および戦略・出資金額・マネジメントの役割・法的形態・撤退条件・JVの期間・紛争解決など) 日本からのサポートが明確である (駐在員の派遣・原材料のサポート提供・知的財産権およびライセンスの譲渡・ロイヤルティ、テクニカルノウハウの提供など) 財務計画が明確である (事業計画・増資・配当など)
JV失敗事例	 目的および戦略が明確でない それぞれのパートナーの目的および戦略が別の方向に進んでいる 支配権およびマネジメントが明確でない 契約が不明瞭である JV設立当初の目標が達成され、JVである必要がない パートナーが適切でない パートナーと情報・技術を共有していない

会社設立後の工場建設時の税務問題(1/2)



会社設立後の工場建設時の税務問題(2/2)

考慮事項 試運転のための原材料・部品等の購入前に 各種間接税の登録 各種間接税の登録が完了しているか 親会社などからの技術支援などの契約は税 PEのリスク 法上も問題ないように締結されているか 税務上の開業を示す適切な証拠を社内に 税務上の開業 保管しているか • インドの滞在期間が182日以上の出張者の 出張者の個人所得税 源泉徴収および税務申告が行われているか • 租税条約に基づく要件を満たしているか 親会社借入利息の源泉徴収 - 親会社PANおよびTANの取得 日本税務当局からの居住者証明

文化の違いにおける課題

コミュニケーションの問題

- 多人種、多言語、多宗教のインド
- インド人には日本人マネジメントは孤立している印象
- インド人は重要な情報をマネジメントにあ げていないかもしれない

根回しや稟議制度

- インド人に根回しは理解できない
- インド人には日系企業は誰が意志決定者 かわからないと感じる
- インド人には業務管理プロセスが複雑すぎると感じる
- 分業の文化で会社全体のことを考えられる人材の不足

製品の品質

- 納期に対する時間感覚の違い
- 品質に対する意識の低さ



考慮事項

- 多様性を理解し認める
- 粘り強く出来るだけ一緒に仕事する
- 定期的なコミュニケーション



- 明確な職務権限規程の策定
- 継続的な人材教育



- 必要な品質は何かを明確にすること
- 納期管理や品質管理の意識を共有しそれを 教育しているか

出展: JETROレポート

人事管理における課題

ワーカーの現状

- 毎年10%から20%の賃金上昇実績
- 工業団地内の給与情報の交換
- 労働組合のバックにいる組織
- 労使交渉の長期化とストライキ

人事評価の課題

- 能力ある人材の評価
- モチベーションの維持
- 人材育成

給与制度の課題

- マネージャークラスの待遇
- 評価と給与の関係



考慮事項

- 労働組合を作るかどうか
- 透明性をどのように確保するか。
- 工場のロケーションの検討
- 定期的なコミュニケーション
- 経験あるローカル人事マネージャーの採用
- 女性従業員の採用とバランス



- 明確な個人のゴールが設定されているか
- 人事評価プロセスが機能しているか
- モチベーションを高める職階が存在するか
- 継続的で有効な人材教育が行われているか



- ワーカーとマネージャークラスは別の給与制度の仕組みが必要
- 固定給とボーナスの関係は適切か

インフラ未整備における課題

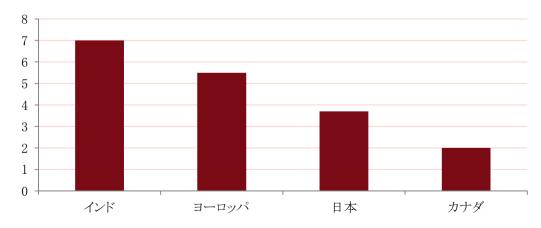
毎日の計画停電 突発的な停電

道路インフラの未整備

考慮事項

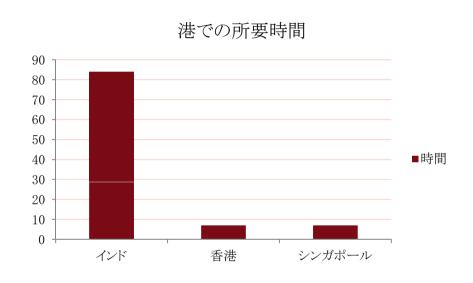
- 発電機のコストの計算
- 停電による不良品発生コストの計算
- 製品歩留率の管理
- 物流費用の計算
- 土地選び、工場のロケーションの検討

平均陸上貨物輸送費用



出展: ICS World Bank

サプライチェーンにおける課題



購買プロセスの最適化

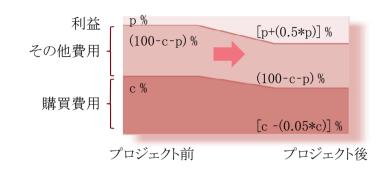
考慮事項

- 通関手続の煩雑性
- SVB取得の長期化とデポジット費用
- 取引先納期の遵守のためにはより取引先に 近いロケーションに倉庫保有が必要
- 日次の在庫受払管理が出来ているか
- 適時の発注管理が行われているか
- 在庫回転期間の長期化に留意
- サプライヤーは何社あるのか
- 重要なサプライヤーはどこか
- サプライヤーの評価を定期的に行っているか
- 長期契約を締結しているサプライヤーはあるか
- 重複する調達品目はないか
- 購買部門の効率性はいいか
- 購買部門は調達コストを把握しているか
- 集中購買を行うことによるメリットはあるか

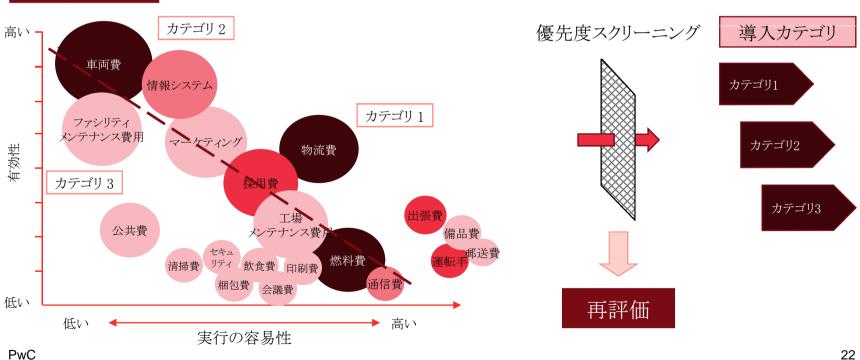
出展: ICS World Bank

現地調達化とコストダウンにおける課題

現地自動車部品メーカーとの価格競争 コスト競争力の向上 現地調達比率の向上

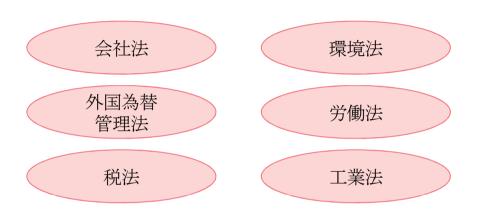


コスト分析事例



22

コンプライアンスにおける課題



考慮事項

- コンプライアンス遵守の仕組みが構築されて いるか
- 子会社管理担当がリスクを識別しているか
- 親会社が子会社を適切に把握できているか
- 内部監査が適時適切に行われているか
- 外部監査等で指摘事項などは存在しないか

コンプライアンスツール(ご紹介)



インドにおけるコンプライアン ス項目について、網羅的に チェックできるツール

情報管理とシステム導入における課題

情報システムの最適化

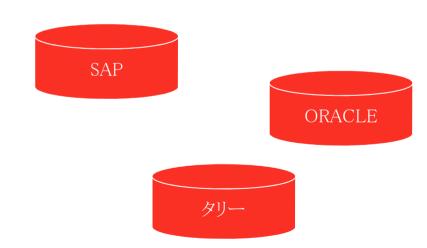
考慮事項

- システムがビジネスをサポートしているか
- ビジネスの拡大に対して現状のシステムが 対応できるか
- 明確な予算策定の仕組みがあるか
- 予算の管理などKPIの設定を行っているか

SAPを導入しているが原価計算など重要な各種ファンクションを効果的に使用出来ていない。

会計システムに情報システム全般統制が 欠如している。

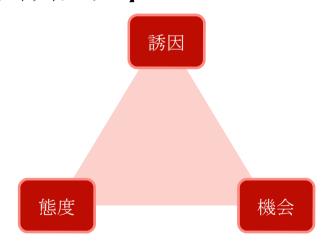
会計システムが会社の期待する予算管理を効果的に実現できていない。



不正リスクにおける課題

不正件数の多さ 不正意識の違い 不正支出の存在

【不正のトライアングル】



考慮事項

- 内部通報制度を導入するべきか
- 子会社管理の方法(現地管理担当の 駐在員、海外管理部門、内部監査)

架空社員の利用による着服

• 社員の増減が激しく、給与業務の相互チェックが弱い場合に発生

不正な財務報告

営業利益と賞与の連動性が高い場合に発生

購買におけるキックバック・高額発注

取引先口座が簡単に作成できる、購買時の相互チェックが弱い、購買品が無形である、 担当者のローテーションがほとんどない場合 に発生

材料・作業屑の横流し

• 受払管理が脆弱な場合に発生

経費の不正支出

インドの証憑は手書きも多く、本社モニタリン グおよび相互チェックが弱い場合に発生

リクルートの不正

インドでは電話のみで入社インタビューする ことも多く成りすましの可能性

移転価格対策と訴訟プロセス(1/4)

【更正件数と金額の推移】

会計年度	移転価格 調査数	更正件数	%	更正金額 INR (単位:10億)	更正金額 USD (単位:10億)
2001-02	1061	239	23	12.2	0.2
2002-03	1501	337	22	22.87	0.5
2003-04	1768	471	27	34.32	0.7
2004-05	1726	670	39	61.4	1.2
2005-06	1830	813	44	109.08	2.2
2006-07	2301	1138	49	232.37	4.6
2007-08	2638	1343	52	445.31	8.9

【移転価格に伴うペナルティ】

Sr. No.	違反の種類	ペナルティー
1	文書及び情報の不保持	取引価格の2%
2	移転価格監査期間での文 書及び情報の提供漏れ	取引価格の2%
3	報告義務がある国際取引 の報告漏れ及び誤った情 報や文書の提供	取引価格の2%
4	課税所得の調整	調整された税額の100% から300%
5	会計士の報告書の未提出	INR 100,000 [USD 2,000 / JPY 174,876]

出所: インド金融庁 'White paper on black money" より抜粋

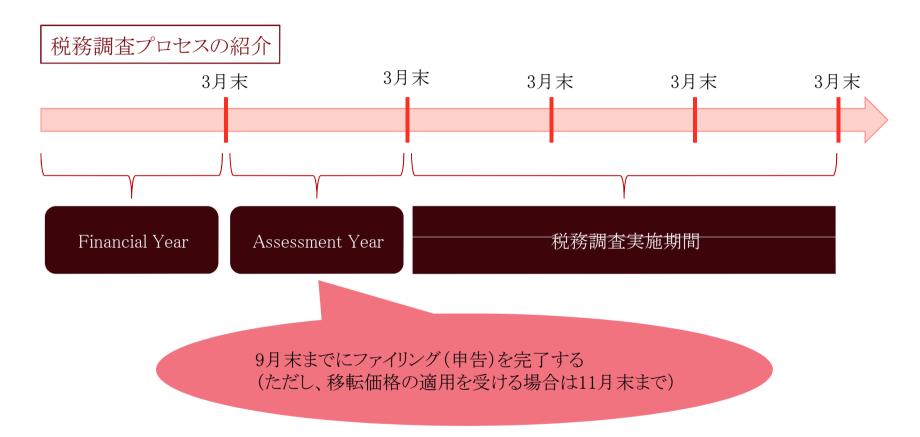
考慮事項

- 移転価格の文書化を適切に行っているか
- 3CEB(会計士の報告書)の証明を入手しているか
- 事前確認制度(APA)の検討をしているか

移転価格文書化

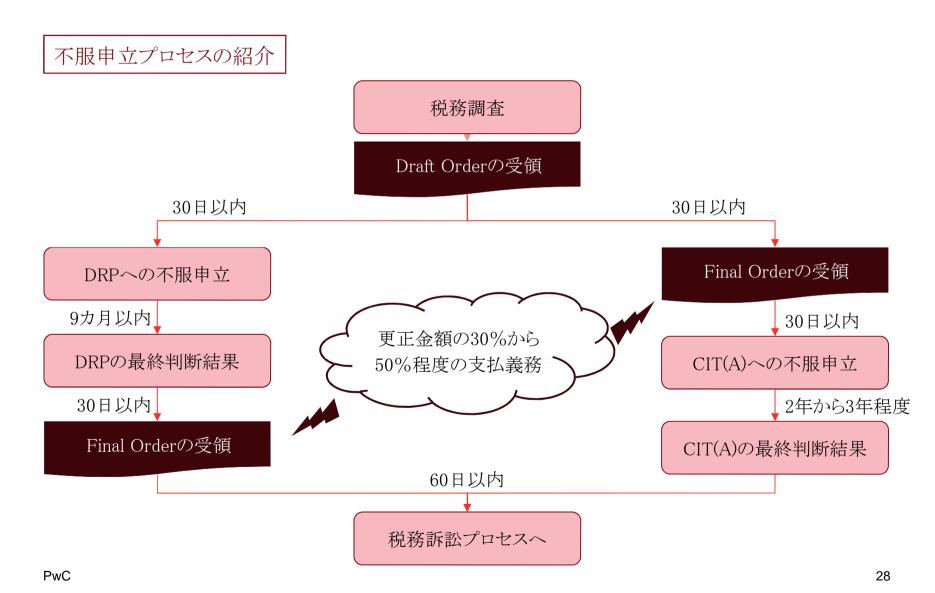
会社の概要、移転価格対象取引の概要、所属する産業の状況、移転価格の観点からの機能分析、経済分析など

移転価格対策と訴訟プロセス(2/4)



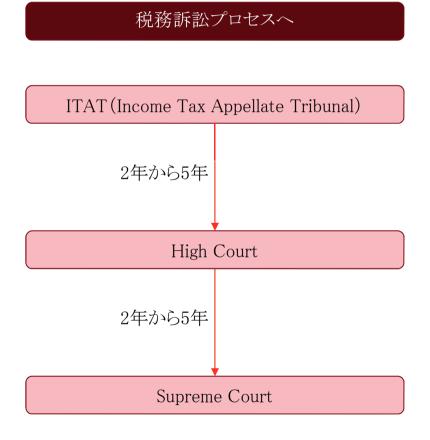
注: ただし、特定のケースにおいては、税務調査期間は例外的に3年まで延長することができる。

移転価格対策と訴訟プロセス(3/4)



移転価格対策と訴訟プロセス(4/4)

訴訟プロセスの紹介



プロセス	メリット	デメリット
DRP プロセス	 更正金額の一定割合の資金について9カ月間のFinal Orderまで留保できる 早期に訴訟プロセスに進むことができる 	・ 現時点では9カ 月という限定され た期間であること もあり、納税者に 有利な判断が行 われるケースが 少ない
CIT(A) プロセス	時間がかかるが 納税者に有利な 判断が行われる ケースも多い	 Draft Orderを受領してからFinal Orderになった 後、更正金額の一定割合の資金を支払わなければならない

会社法の内部監査との統合

分 内部監査の現状 類 親 新興国の重要性が高まっていることから、東南 会 アジアなどの内部監査を行う必要性を感じてい 社るが、言語、文化、各種規制の問題で手がつけ られていないまたは十分で有効的かつ効率的な 監査ができていない。 子 コンプライアンスの観点で各種規制で気を使わ 会なければならない点が多いため、その対応に精 一杯で、親会社からの内部監査要求について対 応する十分な時間が取れていない。会社法の内 部監査の要求については、自社で内部監査機 能を有する余裕がなく、外部に委託してコンプラ イアンスの一つとして対応している。

親会社のグループ 内部監査の目的と 子会社の会社法で 要求される内部監 査を統合し、グルー プ全体で効率的な 内部監査を実現

(*)内部監査が義務付けられる一定の会社≫

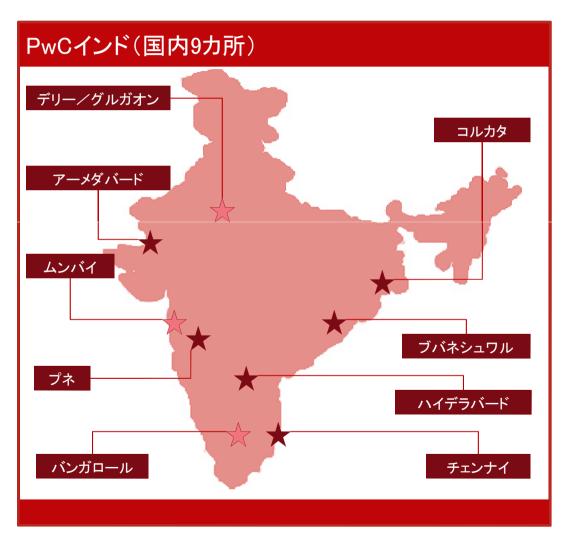
- 上場企業
- 期首の資本金および剰余金合計が500万ルピー以上の企業
- 直近3年間の平均売上高が5,000万ルピー以上の企業
 - →上記のいずれかを満たすと対象となる

J-SOXへの準備

【内部統制基準 I.2】 【実施基準 参考 1】 【実施例】		
統制環境	13項目	グループ行動規範の展開と浸透のための活動定期的なトップからのメッセージ
リスクの評価と対応	4項目	取締役会等におけるリスク評価プロセスの妥当性の検証意思決定プロセスの評価と検証コンプライアンスチェックリストによる検証
統制活動	7項目	諸規程の整備状況および運用状況の検証業務プロセスの有効性と効率性の検証
情報と伝達	6項目	・定期的な情報共有およびアクションプランの実施状況の検証・日常の情報伝達の方法についての質問・内部通報制度の整備運用状況についての質問
モニタリング	7項目	・定期的なモニタリングの実施状況についての質問および検証・親会社からのモニタリング状況についての質問
ITへの対応	5項目	システム導入戦略および利用方針についての質問システム全般統制の構築についての質問

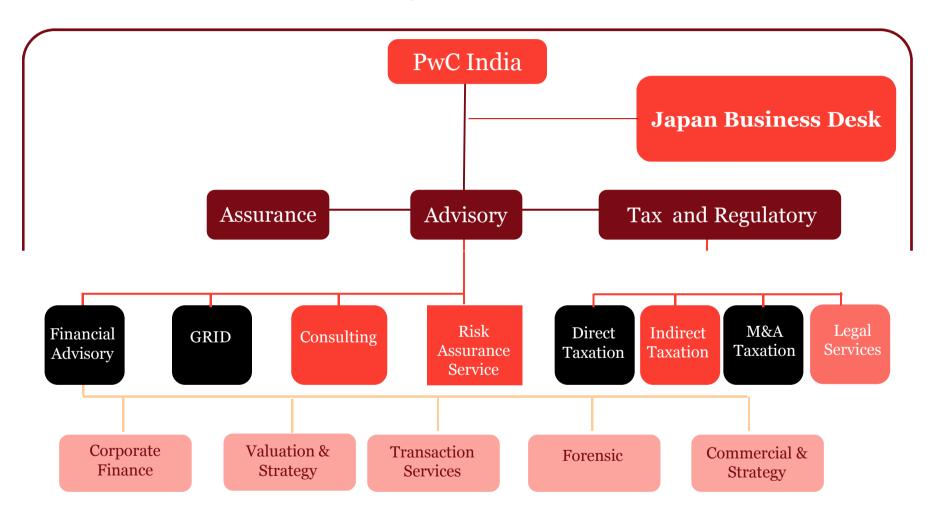
セクション3. インドにおける日系企業支援体制のご紹介

インドにおける日系企業支援体制 (1/3)



- PwCインド内にジャパンデスクを設置している
- デリーに2名、ムンバイに1名、 バンガロールに1名の日本人 駐在員を配置している
- 国内9カ所に総勢6,300名のプロフェッショナルスタッフを有する
- インドにおいて130年の歴史 があり、PwCのグローバルネットワークとインドでの経験を有 する
- アシュアランス、タックス、アド バイザリーの3つのサービスラ インを有する

インドにおける日系企業支援体制 (2/3)



インドにおける日系企業支援体制 (3/3)

インド進出企業向け提供サービス

進出時サポート

- 進出にあたっての予備調査の実行支援、進出形態の ご提案
- パートナー候補の選定サポート
- M&A案件におけるマッチングサービスおよび財務・税 務デューデリジェンスやバリュエーションなどのコンサ ルティング業務
- 会社設立手続申請と各種事業許可の申請取得の代 行・支援
- ●駐在員・外国人従業員のビザ等の取得支援

アシュアランス

- 法定監査業務
- 税務監査業務
- ITシステムを含む内部統制に関する各種アドバイザリーサービス業務
- 上場サポート業務
- ●日本版企業改革法(J-SOX)対応、および四半期決 算対応サポート業務
- ●国際会計基準(IFRS)への対応サポート業務

タックス

- 法人税、各種間接税等の税務申告書作成およびレビューサービス
- 移転価格証明業務
- 税務調査対応、意義申立や税務裁判等の紛争解決の サポート
- 移転価格税制対応を含む国際税務業務
- タックス・コンプライアンス・レビューサービス
- 外国人等の個人所得税申告書の作成レビューサービス
- 関税当局の調査対応、関税プラニング

アドバイザリー

- 経営改善コンサルティング
- 業務プロセス改善事業コンサルティング業務
- 内部監査のサポート、リスク管理体制の構築サポート
- 不正調査のサポート
- 人事コンサルティング
- 給与計算、記帳代行サービス
- システム導入サポート
- その他

インド投資ガイド~投資規制と税制~

http://www.pwc.com/jp/ja/japan-knowledge/archive/india-investment-

guide1302.jhtml

インド投資ガイドは、PwCインドの豊富な知識に基づき、インドの投資家が最初に直面する典型的な課題にかかわる経験をもった専門家によって編集されています。

主な内容は以下のとおりです。

- •外国投資
- •資金拠出形態
- •外国為替管理規制
- ●直接税
- •個人所得稅
- ●間接税
- •M&A
- •移転価格税制



Japan Business Desk Members (1/3)



尻引 善博 しりびき よしひろ ジャパンビジネスデスク シニアマネージャー 日本国公認会計士 +91 80 4079 4118 (直通) +91 96 3220 9894 (携帯) yoshihiro.x.shiribiki@in.pwc.com 1998年青山監査法人監査部に入所、製造業を中心としたグローバル企業の会計監査業務、内部統制報告制度に基づく内部統制監査および導入・改善支援やIFRS導入アドバイザリー業務に従事。2006年あらた監査法人入所後、2013年1月よりPwCインド(バンガロール事務所)へ赴任。PwCインドにおいては、南インドを中心に監査・税務・アドバイザリーを幅広く担当している。会計・税務に関するセミナーの提供および会計・税務の翻訳・執筆もおこなっている。日本国公認会計士。



大川 広 おおかわ ひろし ジャパンビジネスデスク マネージャー 日本国税理士

+91 124 3306 771 (直通) +91 95 6033 5454 (携帯) hiroshi.x.okawa@in.pwc.com 2001年国内系大手会計事務所に入所、オーナー企業の申告および相続業務に従事、2004年税理士法人プライスウォーターハウスクーパースに入所、外資系企業の申告業務および国内投資に関する税務アドバイザリー業務、国内企業の海外投資、組織再編及び連結納税に関する税務アドバイザリー業務に従事、2011年12月よりPwCインド(デリー事務所)に赴任、PwCインドにおいては北インドでの日系企業の税務サポートを始め監査やアドバイザリーのサポートも行っている。また、インドの税務に関するセミナーや執筆も行っている。日本国税理士。

Japan Business Desk Members (2/3)



金子 佐和 かねこ さわ ジャパンビジネスデスク マネージャー

+91 22 6669 1474 (直通) +91 98 3362 1523 (携帯) sawa.x.kaneko@in.pwc.com 国内大手銀行の子会社であるリース会社において航空機レバレッジドリースおよび船舶ファイナンス組成に関与した後、2007年4月よりあらた監査法人に入所し、日本の大手金融機関に対する財務報告アドバイザリー業務に従事。複数の国内大手銀行に対してUS SOXアドバイザリー、US GAAPコンバージョン、IFRSコンバージョン業務に関与。また、日本におけるIFRS適用に対応するために、非金融クライアントに対するIFRS適用プロジェクトにも従事。さらに、2010年から国内金融機関を中心としたインド参入サポートに関与している。2011年4月よりPwCインド(ムンバイ事務所)に拠点を移し、日系政府機関、金融機関、製造業、商社に対する監査、アドバイザリー、税務について日系企業のサポート業務に関与している。



平川 奈々枝 ひらかわ ななえ ジャパンビジネスデスク アソシエイト

+91 124 3306 769 (直通) +91 88 0010 4445 (携帯) nanae.hirakawa@in.pwc.com 2007年国内証券会社に入社、営業として3年間勤務した後退職し、インドのMBAスクールに留学。2011年10月より、PwCインドのJapan Business Deskとしてインド現地で採用され、デリー事務所にて勤務を開始。Japan Business Deskでは社内外のコーディネーターとして日系企業サポートに関わる幅広い業務を担当している。

Japan Business Desk Members (3/3)



Bharti Gupta Ramola
Executive Director
Market & Industry Leader
bharti.gupta.ramola@in.pwc.com
+91 124 3306020



Govardhan Purohit
Executive Director
Tax and Regulatory
govardhan.purohit@in.pwc.com
+91 124 3306514



Sanjeev Krishan
Executive Director
Transaction Services
sanjeev.krishan@in.pwc.com
+91 124 3306017



Dinesh Arora
Executive Director
Corporate Finance
dinesh.arora@in.pwc.com
+91 124 3306015



Mukesh Agarwal
Associate Director
Transaction Services
Mukesh.agarwal@in.pwc.com
+91 124 3306363



Mahak Jain
Manager
Corporate Finance
mahak.jain@in.pwc.com
+91 124 3306342



Sanjay Arora
Associate Director
Tax and Regulatory
sanjay.arora@in.pwc.com
+91 124 3306530



Dushyant SinghAssociate Director
Transaction Strategy
dushyant.singh@in.pwc.com
+91 22 6669 1525

39



© 2013 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.